

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年 5月19日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究（B）

研究期間：2009～2011

課題番号：21330185

研究課題名（和文） 子ども支援と子ども参加のまちづくりに関する日本・韓国および国連の総合的比較研究

研究課題名（英文） Comprehensive comparative study of Japan, South Korea and the United Nations on the development of cities where children are supported and children can participate

研究代表者

喜多 明人（KITA AKITO）

早稲田大学・文学学術院・教授

研究者番号：70147932

研究成果の概要（和文）：

- ① 地方自治と子ども施策全国自治体シンポジウムへの参加や自治体調査等により、子どもの権利を基盤にした子ども支援のまちづくりの意義や課題を把握できた。
- ② 子ども支援と子ども参加に関する日韓共同調査等を通じて、子ども支援政策や学校づくりに関する日韓比較ができた。
- ③ 国連・子どもの権利委員会への調査、アジア子どもの権利フォーラムでの研究協議等により、子どもの権利条約に基づく子ども支援のあり方を検討できた。

研究成果の概要（英文）：

(1) We could understand and examine the overview of the development of cities where children are supported and their participation promoted as well as the characteristics and challenges of municipal and school initiatives through: 1) collection of information and exchange of opinions at the national symposium of municipalities on “local autonomy and child policies”; 2) research of the local government on the Rights of the Child.

(2) We could understand and examine the characteristics and challenges of the institutional mechanisms for support for children and children’s participation as well as the overview of the relevant initiatives at the national and local levels through the Japan-Korea Joint Research conducted with the Korean Society on the Rights of the Child.

(3) We could understand and examine the notion of support for children and city development under the international standards as well as challenges in the implementation of treaties through: 1) research on the latest trends of the UN Committee on the Rights of the Child; and 2) consultations with researchers, including through cooperation in the organization of the Asian Forums on the Rights of the Child (2009 and 2011).

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	4,800,000	1,440,000	6,240,000
2010年度	6,800,000	2,040,000	8,840,000
2011年度	2,400,000	720,000	3,120,000
年度			
年度			
総計	14,000,000	4,200,000	18,200,000

研究分野：教育学

科研費の分科・細目：4001

キーワード： ①子どもの権利 ②子ども支援 ③子ども参加 ④子どもにやさしいまち ⑤子ども条例 ⑥国連・子どもの権利条約 ⑦子どもの権利条約日本報告審査

1. 研究開始当初の背景

当時および現在も、日本の子どもが直面する困難は実に多様であり、中でも子ども虐待や不登校、いじめといった問題は依然深刻なままである。それらの問題は複雑に絡み合い、問題解決が難しいケースも少なくない。このような状況下で、国・自治体・学校・施設・NPO等において様々な施策や活動がなされているが、これらの取組は、「子育て支援」や「問題の対策」が主となっており、「子ども支援」の観点が弱いという傾向があった。しかし、子どもが抱える問題の多様化と複雑化が進む現在、今を生きている子ども自身を支援する「子ども支援」は必須であり、「子育て支援」と「子ども支援」をトータルに捉えた子どもにやさしい「まち」づくりに取り組む姿勢が求められていた。また、日本全国で数々の施策が展開されているにもかかわらず、子どもの育つ環境が改善されないことの背景には、関係機関が提供しているサービスと子どもが求めているもの間に「ズレ」が存在する。ユニセフが国際戦略として取り組んでいる「子どもにやさしいまち」プロジェクトでは、「子ども参加」を通じて子ども固有の視点を施策に盛り込むことで、その「ズレ」を解消しており、日本においても、「子ども参加」

を基盤とした「子ども支援」の取組が求められている。

日本で「子どもにやさしいまち」を実現するためには、子どもの権利を保護・促進する法的枠組み、子どもの権利条約に根ざした総合的な政策・行動計画、子どものための独立した権利救済・擁護活動などの要素を構築していく必要があり、現在、日本各地でそれに向けた様々な取組が行われてきている。しかしながら、それらの子ども支援の要素を貫徹するために必要な「子どもの意見の尊重・参加」を保障する取組は、諸外国に比べると立ち遅れている状況にあった。

2. 研究の目的

本研究では、下記に掲げる3点を柱に、教育・福祉・法律の研究者と自治体職員、教職員、さらには韓国・子どもの権利学会の研究者等とともに、子ども支援（特にその基盤をなす「子ども参加」）の内容や方法、有効性や課題について、日本・韓国・国際レベルにおいて学際的かつ重層的に分析検討することを通じて、国・自治体・学校・子ども施設・NPO等が今後取り組んでいくべき課題と果たすべき役割を考察するとともに、子ども参加の視点を持ったより効果的な子ども支援システム

を構築するための方向性を提示することを目的とする。

(1) 日本で現在取り組まれている子どもの権利の視点を持った子ども支援と子ども参加のまちづくりの全体像と各取組の特徴・課題を把握する(国/自治体/学校・子ども施設・NPO レベル) <国内グループ>

(2) 韓国における子ども支援と子ども参加にかかわる制度の現状や特徴・課題について国・自治体・学校等の各レベルで把握する(韓国・国家人権委員会、子どもの権利モニタリングセンター、ソウル特別市及び京畿道教育庁など) <韓国グループ>

(3) 子どもの権利条約、ユニセフの国際戦略「子どもにやさしいまち」等の国際基準に見られる、子ども支援とまちづくりに関する調査(国連・子どもの権利委員会、ユニセフ・イノチェンティ研究センターなど) <国際グループ>

### 3. 研究の方法

研究分担者及び研究協力者を以下の 3 つのグループに分けて、研究を遂行した。  
<国内グループ>

日本における子ども支援と参加制度及び子どもにやさしいまちづくりの実施状況や各取組の特徴・課題を把握するため、自治体の調査報告書や先行の調査のデータ収集・分析を行うとともに、子ども参加のまちづくりや子ども条例に関する実施状況について、自治体や学校等の子ども関係施設に対する訪問調査を行い、意見交換をした。また、子ども(小学生) 1,500 及びおとな(親) 1,500 人を対象に、子ども支援と子ども参加に関する実態・意識調査を行った。

<韓国グループ>

「アジア子どもの権利フォーラム 2009、2011」の参加・研究交流を通して、韓国にお

ける子どもの権利条約の実施状況とそのモニタリングについて情報・意見交換を行い、子どもの権利の現状と課題を検討した。また、韓国・国家人権委員会、ソウル及び京畿道教育庁等を訪問し、子ども支援と子ども参加の実施状況についての調査を行った。また、日韓共同で行った「子ども支援と子ども参加に関する日韓共同調査」について、韓国・子どもの権利学会との共同分析を行った。

<国際グループ>

世界各地の子ども参加を保障するまちづくりの実施状況を把握するために、世界各地の子ども救済や子ども参加のシステムに関する情報を収集するとともに、その調査研究を行っているユニセフ・イノチェンティ研究センター(イタリア・フィレンツェ)、国連・子どもの権利委員会(スイス・ジュネーブ)等へ訪問調査を行った。さらには、「アジア子どもの権利フォーラム 2009、2011」において、東アジア各国の研究者・実務者と研究交流を行った。

### 4. 研究成果

第1の研究目的である日本における子ども支援とまちづくりの研究においては、a. 先進的な子ども施策を検討し合う「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム(2009年度: 札幌市、2010年度: 石川県白山市、2011年度: 大阪府泉南市)での発表・情報収集・意見交流、b. 北海道札幌市・幕別町・芽室町における子ども条例に関する実態調査、c. 札幌北小学校における子ども参加の学校づくりの調査、d. 東日本大震災被災地における子ども参加とまちづくりの取組に関する意見交流などを行うなかで、子どもの権利の視点を持った子ども支援・子ども参加のまちづくりの全体像と自治体・学校等における取組の特徴・課題を把握・検討することができた。

第2の研究目的である韓国における子ども

支援と子ども参加の研究においては、a. 韓国・子どもの権利学会との「子ども支援と子ども参加に関する日韓共同調査」の共同研究会の実施、報告書のまとめ、b. 国家人権委員会による子どもの権利実現の取り組みについての調査、c. 「アジア子どもの権利フォーラム 2009, 2011」における韓国研究者との研究交流、d. 「人権親和的學校つくりのための韓・日・国際シンポジウム」（光州、2010年10月）への参加、報告及び意見交換、e. 京畿道児童生徒人権条例の施行及び革新学校や地域児童センターによる子ども支援と子ども参加の実施状況についての調査、教育監・教育行政関係者・研究者・児童生徒人権擁護官、教職員との交流などを行うことにより、韓国における子ども支援と子ども参加にかかわる制度の特徴・課題、国・地方レベルの取組の全体像を把握・検討することができた。

第3の研究目的である国際社会における子ども支援と子ども参加の研究においては、a. 子どもにやさしいまちづくりに関する国際的な動向を把握するために、ユニセフ・イノチェンティ研究センターに対する訪問調査、b. 国連・子どもの権利委員会の最新動向の調査、同委員会による第3回日本報告書審査の傍聴、c. 「第2回アジア・太平洋子どもにやさしいまち協議会」（インドネシア）における意見交流、d. 「アジア子どもの権利フォーラム 2009, 2011」におけるコーディネート・発表、国連・子どもの権利委員や11か国（日本、韓国、中国、台湾、モンゴル、タイ、カンボジア、フィリピン、インドネシア、インド、ヴェトナム）の研究者との研究協議などを行うことにより、国際基準に見られる子ども支援とまちづくり、さらには、条約の実施課題を把握・検討することができた。

当初の研究計画から研究の達成度については、以下のような当初の計画以上の成果が確

認できる。第1に、東日本大震災の経験を踏まえ、子どもの権利の視点に立った災害時における子ども支援と子ども参加のあり方を検討した。第2に、韓国における子ども支援と参加の研究について、京畿道児童・生徒人権条例の制定過程や実施状況を踏まえ、教育監、児童・生徒人権擁護官等との研究協議さらには革新学校における子ども参加について調査することができ、日本の取組との共通点と相違点を確認できた。第3に、「アジア子どもの権利フォーラム」を通じて11か国の研究者との研究協力が進展した。

#### 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計13件）

- ① 半田勝久「子どもの自尊感情・自己肯定感研究の現状と課題--「自尊感情」「自己肯定感」の低さとそれらを高めるというアプローチに着目して（子どもの自己肯定感の総合的検討）」、『子どもの権利研究』、19号、4-12頁、2011年、査読有
- ② 喜多明人「京畿道児童・生徒人権条例と日本の子どもの権利条例--川崎市子どもの権利条例などをふまえて（韓国初の子どもの権利条例制定の背景と意義）」、『子どもの権利研究』、19号、84-88頁、2011年、査読有
- ③ 喜多明人 荒牧重人 安部芳絵 他「日本側報告（日韓共同調査 子ども支援と子ども参加に関する実態・意識調査）」、『子どもの権利研究11号』、『子どもの権利研究』、19号、31-39頁、2011年、査読有
- ④ 荒牧重人「「子どもの権利基本法」（仮称）の必要性と課題（特集 子ども権利保障のいま--子どもの生きる力を育む一歩へ）」、『法と民主主義』、458巻、12-15頁、2011年、査読無
- ⑤ 金相坤「京畿道児童・生徒人権条例の意義と課題（韓国発の子どもの権利条例制定の背景と意義）」、『子どもの権利研究』、19号、72-76頁、2011年、査読有
- ⑥ 呉東錫「京畿道児童・生徒人権条例と学校（韓国発の子どもの権利条例制定の背景と意義）」、『子どもの権利研究』、19号、77-80頁、2011年、査読有
- ⑦ 金炯旭「京畿道児童・生徒人権条例と子ども・親・市民・メディアの動き（韓国発の子どもの権利条例制定の背景と意義）」、『子

どもの権利研究』、19号、81-83頁、2011年、査読有

- ⑧ 金敬姫・金享漢・李在然・安東賢・黄玉京「韓国側報告(日韓共同調査 子ども支援と子ども参加に関する実態・意識調査)」、『子どもの権利研究 11号』、『子どもの権利研究』、19号、40-55頁、2011年、査読有
- ⑨ 喜多明人「国連・子どもの権利条約とは何か--現代のおよび歴史的意義を考える(特集 憲法の理念を実現するために)」、『月報司法書士』、459巻、9-14頁、2010年、査読無
- ⑩ 荒牧重人「子どもの権利基本法(仮称)の提言(特集 子どもの権利基本法の提言と子ども法制の転換)」、『子どもの権利研究』、17号、4-9頁、2010年、査読有
- ⑪ 荒牧重人「子どもの権利モニタリングの視点と方法(特集 アジア子どもの権利フォーラム「アジアの子ども権利-現在と未来」)」、『子どもの権利研究』、17号、68-77頁、2010年、査読有
- ⑫ 荒牧重人「国連・子どもの権利委員会による第3回日本報告審査と総括所見」、『国際女性』、24巻、130-133頁、2010年、査読無
- ⑬ 李亮喜「子どもの権利条約の20年:その成果と課題(特集 アジア子どもの権利フォーラム「アジアの子ども権利-現在と未来」)」、『子どもの権利研究』、17号、43-47頁、2010年、査読有
- ⑭ 李在然「アジアの子どもの生活環境の変化(特集 アジア子どもの権利フォーラム「アジアの子ども権利-現在と未来」)」、『子どもの権利研究』、17号、48-52頁、2010年、査読有

[その他]

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

喜多 明人(キタ アキト)  
早稲田大学・文学学術院・教授  
研究者番号: 70147932

### (2) 研究分担者

荒牧 重人(アラマキ シゲト)  
山梨学院大学・法務研究科・教授  
研究者番号: 40232053  
半田 勝久(ハンダ カツヒサ)

東京成徳大学・子ども学部・准教授  
研究者番号: 60337855

内田 塔子(ウチダ トウコ)  
東洋大学・ライフデザイン学部・講師  
研究者番号: 80329036

吉永 省三(ヨシナガ ショウゾウ)  
千里金蘭大学・生活科学部・教授  
研究者番号: 80441137

浜田 進士(ハマダ シンジ)  
関西学院大学・教育学部・准教授  
研究者番号: 80411940

松倉 聡史(マツクラ トシフミ)  
名寄市立大学・保健福祉学部・教授  
研究者番号: 00341678

吉岡 直子(ヨシオカ ナオコ)  
西南学院大学・人間科学部・教授  
研究者番号: 90155599

山本 克彦(ヤマモト カツヒコ)  
岩手県立大学・社会福祉部・准教授  
研究者番号: 60342143

安部 芳絵(アベ ヨシエ)  
早稲田大学・文学学術院・助教  
研究者番号: 90386574

### (3) 連携研究者

### (4) 研究協力者

安 東賢(アン ドンヒョン)  
漢陽医科大学校・精神科・教授  
李 在然(イ ジェヨン)  
淑明女子大学校・児童福祉学科・教授  
李 亮喜(イ ヤンヒ)  
成均館大学校・児童学科・教授  
金 炯旭(キム ヒョンウク)  
京畿道・児童生徒人権擁護官  
斎藤 富由起(サイトウ フユキ)  
千里金蘭大学・生活科学部・准教授  
平野 裕二(ヒラノ ユウジ)  
熊本学園大学・非常勤講師  
姜 恩和(カン ウナ)  
首都大学東京・都市教養学部・助教  
大河内 彩子(オオコウチ アヤコ)  
早稲田大学文学研究科博士後期課程学生